

「地域に伝わる音楽」の授業における 小学校と地域との連携についての考察

—「こきりこ」の取り組みから—

中野 圭祐

【要旨】

小学校音楽科では、郷土の伝統音楽をカリキュラムに取り入れるべく体験交流授業を企画しようとしても、祭りなどの伝統音楽が生活に浸透していない場合はアクセスの難しさから実現しにくい。本研究では川崎市立金程小学校の「こきりこ」を題材とした体験交流授業の成立過程を分析した。金程小学校は越中五箇山筑子唄保存会との連携に成功したが、同様の実践を行うためには担当教員の開拓に頼らざるを得ない点が課題であり、子どもたちにとって「自分の生まれ育った土地」という意味での郷土の伝統音楽との連携実現の難しさも課題である。多くの小学校が抱える、自分たちの生活する地域の伝統音楽と連携した授業実現の難しさは、自治体の総合教育センターの取り組みや、文化庁の推進する事業では解消しにくいこともわかった。今後は地域の学校と密接な関係を持つ総合教育センターのような機関が、地域の伝統音楽を担う団体との仲介を行ったり、体験交流授業を行った学校の実践例を残したりする機能を持つことが、子どもの生活経験に根ざした地域の伝統音楽の授業作りにつながると思料する。

【キーワード】

小学校 音楽 地域 連携 郷土の伝統音楽

1. はじめに

小学校音楽科の授業では、どの学年でも日本の音楽に関する指導を行っている。平成29年告示の小学校学習指導要領の改訂に際し、「我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、良さをいっそう味わえるようにしていくこと」や、「生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくこと」の充実が求められるようになっている。

我が国や郷土の伝統音楽に親しむという単元の指導については、学習指導要領の共通教材として特定の曲目が明示されているわけではない。ある地域の伝統音楽は、我が国の伝統音楽という点では日本に生活する子ども全てにとっても該当するが、郷土の伝統音楽という点では、それぞれの子どもが生活する地域が異なるため、一律に明示することは困難である¹⁾。そのため、音楽科の授業では教科書に示された日本の伝統音楽を題材として授業を行うことが多い。例えば、教育芸術社、教育出版の出版する音楽科の教科書に長年教材として示されているものとして、「こきりこ」が挙げられる。「こきりこ」は4年生もしくは5年生の教科書で取り上げられている富

山県の民謡である。

第4学年社会科の学習内容が、自分たちの生活する都道府県に及ぶことを踏まえると、富山県に生活する子どもにとっては、この「こきりこ」を生活経験に根ざした郷土の伝統音楽と捉えることが可能であるが、その他の地域の子どもにとっては、郷土の伝統音楽とは言い難い²⁾。しかしこの「こきりこ」は、母音が伸びている部分の独特な旋律の歌い方や、その節回しの変化など民謡の歌い方の特徴が聴き取りやすく、民謡の歌声に着目した学習への導入に適している点や、民謡の歌い方の特徴を体験的に学びながら、旋律の音の動きの特徴に親しむことができる点などの教材性などから、教材として取り上げられ続けている。

その指導の方法としては、教育芸術社の指導書のように、教材として演奏を取めたCDや実際の演奏の様子や保存会のメンバーのインタビューなどを取めたDVDなどが授業支援教材として出版されており、これらを使用することが一般的である。

本来、郷土の伝統音楽という点では、それぞれの子どもが生活する地域に根ざした伝統音楽や民俗芸能を教材として取り入れていくことが望ましい。しかし、現代社会においては、住民の流入が急激に生じた郊外地域や新興住宅地、また、生活基盤の共通性を失いつつある大都市部の学校においては、共通の風土が失われ、その地域の中で受け継がれてきた伝統音楽や民俗芸能に子どもたちが触れることなく育っていくことも多くなっている。「郷土」とは、自分の生まれ育った土地のことであるが、単に地理的側面だけでなく、「郷土料理」や「郷土音楽」という熟語からしても、その土地に息づく文化や伝統という言葉との親和性が高い概念でもある。文化や伝統は、その地域に住む人々が協力し、先代から受け継ぐことで成り立つものである。都市部に限らず、世代の入れ替わりによって生活そのものが変動する現代においては、他の地域においても、その地域に伝わる文化や伝統を持続的に継続していくことは大きな課題となっている。したがって、都市部に限らず、現在の日本の多くの社会では、地域に根差した文化や伝統が分断され、持続することが困難な状況に陥っていると考えられるのである。

そのような現状のなか、日本の多くの小学校では、音楽科の授業における地域の音楽に親しむ単元において、郷土の伝統音楽が乏しかったり、子どもの生活から遊離していたりするなどの状況から、郷土の音楽へのアクセスが難しいという現実がある。そのため、「こきりこ」を代表とするような日本の他の地域に伝わる「郷土の伝統音楽」をCDやDVDを使用して指導を行っている学校が多い。中には教科書に頼らずに、子どもの生活や経験に基づいて日本の伝統音楽を授業に取り入れる実践もある（日本学校音楽教育実践学会、2017）が、郷土の伝統音楽を取り入れた授業の実践は大変難しいということがわかる。

日本の他の地域に伝わる伝統音楽から、その地域の特性や生活とのつながりを見出し、音楽の成立過程についての理解を深め多様性を理解することも、音楽科としての重要な目的であるが、自分たちの生活する郷土の伝統音楽に触れられるような授業づくりに関しては、多くの小学校が課題を抱えていると言えよう。そのような地域の一つの例として神奈川県川崎市が挙げられるだ

ろう。

川崎市立金程小学校では、4年生音楽科において「こきりこ」を題材にして指導を行ってきている。平成27年度以前においては、教科書やCDの音源を持ちいた方法で、「郷土の音楽」についての学習が行われてきたが、平成28年度より、「越中五箇山筑子唄保存会」との体験交流授業を通じた特徴的な実践に移行した。以前と比べ、学校や学年単位で行われる体験型の交流授業は、子どもが直接音楽に触れることができ、教科書やCDなどの音源だけで学ぶのとは異なる体験を得ることができることとなった。しかし、「こきりこ」は、日本の「郷土に伝わる音楽」であるが、子どもたちが普段の生活の中で触れるその地域の文化や伝統との関連性は薄い伝統音楽である。川崎市麻生区の金程小学校では、このような問題に対して、音楽科の「地域に伝わる音楽」に焦点をあて、体験交流授業をカリキュラムに組み込んでいくため、授業構成におけるいくつかの工夫を行ってきた。そこには様々な課題があった。

本研究ではこの川崎市立金程小学校の実践事例を分析し、小学校音楽科の「地域に伝わる音楽」の授業を構成する上での、地域との交流活動の実際およびその課題について明確にしていくことにする。

2. 研究の目的と方法

2-1 研究の目的

本研究では、川崎市立金程小学校の「こきりこ」を題材とした、体験交流授業を含む音楽科の授業展開を整理し、体験交流授業の方法と課題を検討する。その課題を踏まえ、郷土の伝統音楽が乏しい地域やそれが子どもの生活から遊離しているような小学校が地域と連携をしながら授業を行う際の課題と方策について検討することを目的とする。

2-2 分析の方法

1) 体験交流授業実践の成立過程の分析

川崎市立金程小学校音楽専科丸山教諭の、「こきりこ」を題材とした4年生対象の音楽授業の実践例から、地域との連携のありかたに着目して、「地域に伝わる音楽」を授業に取り入れるまでの経緯について、実践記録（國學院大学人間開発学部、2023）及び、丸山教諭へのインタビューをもとに整理する。

2) 地域に伝わる音楽を題材とした体験交流授業の課題の検討

上記の授業経緯の整理を活用し、音楽科で、地域に伝わる音楽を題材にした体験交流授業をする上での課題をカリキュラム開発の視点から検討する。

3) 川崎市における体験交流授業の実施の可能性と課題についての考察

地域性という観点から、教育センター（川崎市教育総合センター）の役割に視点を当て、地域に根ざした体験交流授業の実施の可能性と課題について考察する。

3. 単元構成の変化と交流体験授業の導入

ここでは、丸山教諭による川崎市立金程小学校の授業実践を元に、小学校4年生音楽科「地域に伝わる音楽に親しもう」の単元における「こきりこ」の題材を活用した授業について、経緯をまとめる。

金程小学校では、平成24年度から平成27年度までは、体験交流活動等は含まない授業を展開していた。この期間を第1期とし、体験交流活動を取り入れた平成28年度以降を第2期とする。

まず、第1期の授業展開の概要をまとめる。なお、これ以降、授業単元としての曲目を「こきりこ」、演奏する竹の楽器を「こきりこ（竹）」、富山県に伝わる民謡としての音楽を「筑子唄」と表記して区別をする。

3-1 第1期（平成24年度から平成27年度まで）

I 「音楽の特徴を感じ取りながら、日本の民謡を聞きましょう」		
第1時 (鑑賞)	「ソーラン節」 「南部牛追い歌」	<ul style="list-style-type: none"> ○授業のねらい <ul style="list-style-type: none"> ・民謡は生活の中の労働や祈り、民衆が季節の節目などにも楽しむ様子が歌詞に込められていることを知る ・気持ちを高ぶらせる囃子言葉や楽器のリズムや音の重なり合いが民衆の気持ちを表現していることを知る ・土地の風土や仕事によって曲の雰囲気が違うことを感じる ○授業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・参考CDの鑑賞

II 「日本の音楽の雰囲気を感じ取って演奏しましょう」		
第2時 (歌唱)	「こきりこ」	<ul style="list-style-type: none"> ○授業のねらい <ul style="list-style-type: none"> ・民謡の特徴（発声、呼吸、母音が残る独特の歌い方、節回しや抑揚）に気づく ・生活の中から（その土地の風土）生まれ、民謡には種類があることを学習する ○授業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・参考CDを鑑賞し、CDを真似て歌う ・「こきりこ」民謡の歴史や背景の学習、日本音階の特徴に触れる ・民謡の歴史や背景から歌詞の意味合いを話し合い、グループで民謡を真似た歌唱の発表をする

第3時 第4時 (演奏)	「こきりこ」	○授業のねらい ・前時で発言したことを思い出して、楽しんで歌ったり合奏したりする ・民謡が普通の生活の中から生まれた音楽であることを意識しながら、自分はどんな思いを持って歌うか、どんな気持ちで踊るかを自分たちで考えて合奏をする ○授業の内容 ・合奏のDVDを用い、こきりこ（竹）の持ち方（鳴らし方）の所作の練習をする ・「ささら踊り」のささらの鳴らし方の練習をする ・「こきりこ」で使用される楽器の音色の特徴について意見交換をする
第5時 (演奏)	「グループで合同演奏」	○授業のねらい ・曲想にふさわしい表現で演奏する ・歌詞（方言）の意味を考えながら民謡の特徴（発声や息の使い方）に気づいて歌う ○授業の内容 ・発表会の前に「越中五箇山筑子唄保存会」の演奏を鑑賞する ・こきりこ（竹）、ささら、鈴、鉦、太鼓とともに、旋律をリコーダーで演奏し、「こきりこ」の歌を入れて各グループで合奏の発表をする ・グループは16人程度のグループを2つとする

III 「5つの音でおはやしの旋律を作しましょう」		
第6時 (音楽作り) (鑑賞)		○授業のねらい ・日本の音階に親しむ ・日本音階が五つの音で作られていることやその種類の学習をする ・日本音階の旋律づくりをすることで理解と親しみを深める ○授業の内容 ・ミ、ソ、ラ、ド、レの音で旋律を作る

IV 「日本語の美しさや日本の旋律の感じを生かして歌いましょう」		
第7時 (歌唱) (鑑賞)	「さくらさくら」	○授業のねらい ・箏の音色に親しむ ・日本音階を感じて歌詞の意味や情景を想像しながら楽曲を聴く ○授業の内容 ・「さくらさくら」を鑑賞し、箏の音色の特徴、楽曲全体にわたる曲想とその変化を感じ取って聴く

第1期の第1時には「ソーラン節（北海道）」「南部牛追い歌（岩手県）」を取り上げている。これは、生活の中から生まれ時代を超えて歌い継がれている音楽であることに気づいて欲しいと

いうねらいや、その土地の風土や仕事によって曲の雰囲気が違うということを感じて欲しいというねらいがあった。授業のねらいの中には、「民衆」や「労働」「風土」といった言葉が含まれており、民謡を教材に、日本の伝統音楽について理解してほしいという意識が明確に見られる。

第1期第2時以降丸山教諭は「こきりこ」を題材として単元を進めてきた。丸山教諭は、こきりこ（竹）という楽器が、竹というこの地域でも身近な素材であるという点、また、音楽というものが特別なものではなく、生活の中で楽しむために音楽があるという点を伝えたいという思いから、「こきりこ」を題材とした授業を行ってきた。実際に第1期第3時以降では丸山教諭自作のこきりこ（竹）と、購入した本物のこきりこ（竹）とを用いて授業を行っている。丸山教諭の記録によれば、「子どもたちは最初、「これが楽器なのか」と驚いていたが、実際に使用しながら、形が必ずしも揃っていないことや、音色などに興味を持ち、普段は音楽の授業に興味を持ちにくい子どもも夢中になった」と述べられている。

おそらく、日本の各地の小学校4年生の音楽科においては、教科書や指導書に沿って「こきりこ」を題材とした授業実践が多く行われているであろう。教科書に「こきりこ」が掲載されているという点や、指導書にもその指導のあり方や、補助教材としてのCDやDVDが付録されているという点もあるが、特に前述1.に示したような「こきりこ」の教材性が挙げられるだろう。

その中で、丸山教諭の実践では、第1時の選曲や、自作のこきりこ（竹）の導入などの独自性も見られる。上記の第1期の実践においては、民謡や「こきりこ」を教材にして、「日本の伝統音楽」についての学びを深め、また、金程小学校区にも生育する竹という子どもにとっても身近な素材を使った楽器に触れるという意味では、体験的な学びをすることができたと解釈できる。

3-2 第2期（平成28年度以降）

平成27年に金程小学校の音楽の授業は転機を迎える。金程小学校に隣接する多摩区で開催される多摩区民祭において、富山県の民謡である「こきりこ」を唄い継ぐ団体である「越中五箇山筑子唄保存会」が例年来訪していることを丸山教諭は知ることとなる³⁾。丸山教諭にはかねてより、子どもたちに本物の唄と踊り、所作を体験させたいという思いがあった。同時に金程小学校としても、「地域支援の活用や豊かな体験学習を取り入れた授業づくり」に力を入れたいという思いがあった。そのため、金程小学校の教務主任も、越中五箇山筑子唄保存会との交流活動を行い、それを金程小学校の教育課程に位置付けたいという考えが生まれた。教務主任と丸山教諭は「越中五箇山筑子唄保存会」と直接交渉を行い、平成28年度より体験交流学習を企画することとなった。

以下に、平成28年度以降の金程小学校と「越中五箇山筑子唄保存会」の体験交流授業の概要をまとめる。

【「越中五箇山筑子唄保存会」との体験交流授業の概要（平成28年度）】

○授業のねらい

日本の音楽の雰囲気や旋律の特徴を感じ取って、我が国や郷土に伝わる音楽に親しもう

○実施日時 平成28年10月14日（金）5・6校時（45分2コマ）

（第1期の授業の第5時と第6時の間にあたる時期に実施）

○実施場所 金程小学校体育館

この授業は学校裁量の時間として行われ、オープン授業として実施された。

○授業の内容

1	保存会の紹介と概説	
2	こきりこの演奏と鑑賞	越中五箇山筑子唄保存会による「筑子唄」の歌唱
3	金程小学校4年生との合同歌唱	移調し、オルガンにて教科書の楽譜の伴奏
4	こきりこ（竹）の持ち方、鳴らし方の解説 練習	こきりこ（竹）で音を出す練習
5	こきりこ（竹）を使った演奏の練習	「筑子唄」に合わせたこきりこ（竹）の演奏の練習
6	合同演奏	保存会と4年生全員による歌とこきりこ（竹）の演奏
7	ささら踊りの鑑賞	保存会の踊りの鑑賞
8	ささら踊りの練習	足の運びと腰の落とし方中心の練習
9	合同演奏	保存会と4年生による「越中五箇山筑子唄」の演奏
10	4年生による感想と振り返り	
11	4年生代表感謝の言葉	

第2期においては、第1期の授業展開に加え、1期の第5時と第6時の間に当たる時期に、富山県の伝統を受け継ぐ越中五箇山筑子唄保存会の協力を得て、上記のオープン授業が加わった。これにより、金程小学校の「こきりこ」を取り入れた授業は、学外との連携という方向に進むこととなった。丸山教諭の「本物の」という言葉には、教科書やCD音源を超えた熱量のようなものを子どもたちにも実体験してほしいという願いが込められている。ここでの「本物」の体験には、富山県で活動している越中五箇山筑子唄保存会との協力が欠かせない。越中五箇山筑子唄保存会は、全国的に講演活動を続けている組織であり、「こきりこ」という伝統音楽の保存活動とともに、日本の伝統芸能として広く普及する活動を行っている（川村、2011）。この保存会との連携は、第2期から続く、授業実践の新たな展開を生むことにつながっていく。

4. 体験交流授業の方法と課題について

4-1 体験交流授業の方法についての考察

この体験交流授業は教科書に掲載されている「こきりこ」を題材とした音楽科の授業の一環として、学校裁量の授業として行われている。こきりこ（竹）という楽器は竹を切ったものを使用

する。丸山教諭は、第1期から、学校に所蔵されている本物のこきりこ（竹）だけではなく、丸山教諭自身が竹藪から切り出した自作のこきりこ（竹）を用意し、子どもたち一人ひとりが手にとって音を鳴らせるようにしている。そもそも金程小学校が、この「こきりこ」の実践が音楽科の枠を越え、子どもの心の育成につながることへの理解があること、地域に根ざした教育活動を行い、体験活動・実践的活動の充実を目指していたことも、本物のこきりこ（竹）の購入につながっている⁴⁾。これらを事前に手に取り、じっくりと扱ってみる体験がカリキュラムに含まれていることで、この体験交流授業でも、子ども一人ひとりが楽器を鳴らすことができ、合同演奏も可能となった。身近な素材を使用するという点から、郷土の伝統音楽に限らず、音楽というものが生活の中の身近なところにあるということを伝えやすい活動となっている。

体験交流活動の特性として、生の演奏を聞くことができるという利点がある。それだけでなく、実際に自分でも演奏をしたことのある楽器についての演奏を聞くことは、本物の演奏をする演者の技術や表現などについて、その難しさや美しさなどを、より理解しようとする姿勢につながる。更に、この活動は合同演奏も可能であることから、体験交流授業の中で、鑑賞と演奏の双方を本物の演奏家とともに行うことができ、より親しみをもち、体験を通した学習が可能となる。

ただし、「こきりこ」は金程小学校の子どもにとっては郷土の音楽というわけではない。しかし、身近な素材を使用した楽器という点や、また体験交流活動を通して「こきりこ」という音楽が身近な音楽として捉えられるという点が、授業を通して「こきりこ」の歌い継がれてきた背景などの理解と結びつき、「こきりこ」の持つ郷土性を学ぶための一助となっていると言える⁵⁾。丸山教諭は、「子どもたちが「こきりこ」が持つ郷土性を学ぶことで、音楽が生活に密着していることや地域に根付いたものでもあることも学ぶことができる」と述べている。「また、そのことを通じて、子どもたちの生活する区にも実は「細山神明社祭ばやし」「高石神社祭囃子」「栗木の万作踊り」などがあることにも気づいた。自分たちの地域の歴史に目を向けたり、興味を広げたりし、郷土や日本全体の伝統文化への関心を高めることにつながった」とも述べている（國學院大學人間開発学部、2023）。

このように、授業で取り上げる伝統音楽が、子どもたちにとって、自分たちが生活をしている郷土の伝統音楽ではなかったとしても、他の地域の伝統的な音楽を、より身近なものとして理解できるような授業展開の工夫の一つとして体験交流授業を企画することには大きな意味がある。伝統的な音楽が、どのような歴史の中で、その地域に暮らす人々のどのような背景をもとに受け継がれてきたのかを学ぶことは、自分たちの生活する郷土について興味を持ち関心を高めることにもつながるのである。しかし、本研究で取り上げた授業実践の大きな転換点である、「越中五箇山筑子唄保存会」との出会いは、教員一個人の努力の産物と言えるのではないだろうか。音楽を受け持つ教員が、赴任している地域の伝統芸能について、全てを知り得ているわけではない。今般の教育情勢を顧みるに、教員が主体的に教材探しをしたいと考えたとしても、多忙すぎる一教員が教材探しを五里霧中の状態から探索することは、その情報の少なさからも過剰な負担をさ

らに増やすことにつながるだけであろう。そもそも教育というものの公的な性質を考えれば、カリキュラム編成において地域性を活かした教育を深めていくには、地域単位での協力体制というものが必要になってくるものであると推察できる。

4-2 郷土の音楽とカリキュラムの関連性

前項で述べた金程小学校の実践は、「郷土の伝統音楽」についての解釈を「自分たちの生活する地域」から日本全体へと広げた上で、子どもたちがその伝統音楽を実際に体験することで身近に感じ、更にそこから自分たちの生活する地域について興味関心を広げていくことが可能になるという実践であった。

このように、「自分たちの生活する地域」としての郷土の伝統音楽そのものを、学校のカリキュラムに組み込んでいくことは大変難しい。一方で、郷土の音楽がその地域に暮らす子どもの生活全体にも浸透しているような場合は、郷土の音楽とカリキュラムが結びついた授業展開ができることを示す実践もある。

例えば、小島（2018）のまとめた郷土の伝統音楽の実践事例には、幼稚園年長児の「大阪平野郷夏祭りだんじり囃子」の実践や、小学校1年生の「大阪天板宮天神祭どんどこ船囃子」の実践、小学校3年生の「百舌鳥八幡宮の布団太鼓囃子」の実践などが紹介されている。これらはそこで学ぶ子どもたちの生活経験の中にこれらの伝統的な音楽が密接に関係していることで、授業カリキュラムの中に取り入れられている例である。

小島は、郷土の音楽というものについて、学校が、学校で教科書を通して文化を学習するという教育ではなく、子どもが自分で生活経験を学校に持ち込み、それを足場として日本伝統音楽という文化を学習することを可能にする教材であると述べている。小島の示す教材としての郷土の伝統音楽のあり方を、これらの実践は実現していると言える。

また、伊野（2017）は、日本伝統音楽の指導のためのカリキュラムで大切にしたい事柄として3つの柱を挙げている。第1の柱は、人間が音を中心とした周囲の様々な環境と関わり、歴史や風土、生活や文化の中でいかにして音楽を生み出し、伝え合い、そして生きてきたのかという、「人と地域と音楽」の柱である。第2の柱は、そうした音楽が、どのように形作られているか、つまり組織化されているか、また、それに対してどのように感じたり、表現したりしていくのかといった、「音楽の仕組みと技能」の柱である。第3の柱は、言葉や動き、色彩、形、他芸術など、音楽の成立や表現において不可欠な媒体と音楽との関係性といった「音楽と他媒体」である。上記の実践例は、伊野の示すカリキュラム作成における3つの留意点を踏まえて構成されており、そのことにより、子どもたちの生まれ育った地域としての郷土の音楽が、カリキュラムの中に取り入れられている良い例である。

これは、日本のどの地域における音楽科の授業であっても、子どもの生活経験の中に既に伝統的な音楽が浸透している場面では、郷土の伝統音楽が音楽の教材としてカリキュラムの中に取り

入れられる可能性を示している。

一方で、金程小学校のような学校の場合、その地域に伝わる伝統的な音楽へのアクセス方法が見つからず、教科書を通じた学習として「こきりこ」に代表されるような日本の他の地域の伝統的な音楽を題材として取り上げることとなる。その場合に、体験交流学习による「本物」の体験は、題材となる音楽について、子どもたちが身近なものとして関心を持つきっかけを提供することとなる。

金程小学校の場合、小学校の近くに「越中五箇山筑子唄保存会」が来訪していたということがきっかけで交流活動が実現したが、このようなことがどこでも頻繁に起きるわけではない。どこに地域に伝わる伝統芸能を行っている団体があるのか、そこへのアクセスはどう取るのか、体験交流授業などを企画できる団体なのか、金程小学校の場合は川崎市の「夢教育21」という事業を活用できたが、予算はどこから確保するのか、などを日常の業務の中で開拓していくことは多忙な教員にとっては負担が大きい。郷土の伝統音楽を子どもたちにとって有意義な授業としてカリキュラムに導入していくためには、学校と地域とをつなぐコーディネーターを、学校や地域に配置するなどの手立てが必要であろう。

4-3 川崎市における学校単位での体験交流授業の実施の手立て

ここでは、実際に体験交流授業などを企画したいと考えた際にどのような手立てがあるのか、川崎市を例にとって考察したい。

授業カリキュラムを構想する手立てとしては、各教員や学校の実践の蓄積だけでは限界がある。そのサポートとの一つとして、総合教育センターの活用が挙げられる。川崎市の場合、川崎市総合教育センターの中にカリキュラムセンターがあり、カリキュラムの開発、各教科及び教育課題にかかる指導助言、研修、調査研究並びに資料の作成、収集及び提供などを行っている。このカリキュラムセンターは、各学校のカリキュラム開発におけるアドバイザーとしての役割を担っており、指導の参考資料として「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」や「きめ細やかな指導・学び研究推進校実践事例集」なども発行されている。しかしこれらはあくまで一般的な教室での授業カリキュラム開発におけるものであり、「体験交流授業」をそのカリキュラムに組み込もうとした場合に、様々な機関との連携をサポートしてくれるものではない。川崎市総合教育センターに問い合わせたところ、そのような問い合わせがあった場合には、文化庁の事業を斡旋しているとのことである。

文化庁では、「文化芸術による子供育成推進事業」および「子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業」を推進している。

「文化芸術による子供育成推進事業」では、「巡回公演事業」「芸術家の派遣事業」などが、学校との体験交流授業へとつながる可能性がある。「巡回公演事業」は、文化庁が選定した文化芸術団体が、学校の体育館や文化施設でオーケストラ、演劇等を行うもので、事前のワークショップ

ブなども可能である。「芸術家の派遣事業」は、個人または少人数の芸術家による講話や実技披露、実技指導を行うもので、こちらもワークショップなどを行うことも可能である。

「子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業」は、補正予算事業であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した、子どもたちへの文化芸術の鑑賞や体験の機会を再興するための事業である。この事業には、学校が希望する分野の芸術家や団体を派遣する「学校による提案型」と、文化庁が紹介する鑑賞・体験プログラムを学校が選択する「プログラム選択型」の2種類がある。

これらの中で、音楽科における「地域に伝わる音楽」の単元で体験交流授業を企画しようとした際に利用可能性の高い事業は、「子供のための文化芸術鑑賞・体験再興事業」の「学校による提案型」である。しかしその申請では、芸術分野の大項目と中項目を指定することができても、具体的な団体を指定することはできない。例えば伝統芸能の場合、大項目として「伝統芸能」を選択したとしても、中項目では「歌舞伎」「能楽」「人形浄瑠璃」「日本舞踊」「和太鼓」「箏」「三味線」「その他」の選択項目しかない。もし、「こきりこ」を題材とした授業の中で体験交流授業を行いたいと考えた際に、「こきりこ」を実際に演奏できる団体にアクセスすることは難しい。

また、本来の「地域に伝わる音楽」を実践しようと、自分たちの生活する地域の伝統的な音楽に触れたり交流したりする機会を得ようとしても、この文化庁の事業ではそれを探すことには繋がらないということがわかる。

音楽科の教員や学校が、伝統芸能や地域に伝わる音楽をカリキュラムの中に取り込み、子どもが実際に体験しながら学べるような授業を展開しようとした際に、子どもの実態に即して効果的な団体にアクセスをしようとしたたり、自分たちの生活する地域の伝統芸能を授業と関連づけて取り入れようとしたたりしても、その伝統芸能やそれを担う団体とのアクセス方法や、過去の実践事例等を手に入れることが困難であることがわかる。そのような場合には、現時点においては、それらを学校単位や教員単位で開拓していく必要があるということである。

5. 総合考察

音楽科において、地域に伝わる音楽を題材として取り上げる際には、我が国の音楽として様々な地域の特性から生まれた音楽に目を向け、多様性を子どもたちが認識することも重要である。その中で、子どもたちが生活している地域に根ざした伝統的な音楽や芸能を題材として取り上げ、子どもたちにとって、既にその文化的な背景や音楽の持つ特徴などが身近であれば、子どもたちの教材に対する関心や学習に対する意欲などにつながるだろう。音楽科の教員や学校にとっても、小学校のおかれた地域にどのような伝統芸能があり、それらを担っている団体がどのような活動をしているのか、という情報に簡単にアクセスできれば、地域に伝わる音楽を授業のカリキュラムの中に取り入れたり、体験交流授業を企画したりしやすいはずである。

ところが体験交流授業を企画しようとしてもその実施にあたっては学校や教員が個別に探して

アクセスをするか、文化庁が推進している事業などに申し込むという手続きを踏まねばならない。文化庁の事業では、自分たちの地域に伝わる音楽の担い手にアクセスできる可能性も低いことがわかった。

このような時に、各地域にある総合教育センターのような機関が、その地域にある様々な団体との仲介を行ったり、各小学校の実践事例や交流した団体などの記録をアーカイブしたりする機能を持っていればどうだろうか。地域に残る貴重な文化を継承する団体が、どこでどのような活動をしているのか、また、そこにはどのようにアクセスをすれば良いのか、総合教育センターが取りまとめてあれば教員はアクセスしやすい。また、交流を行った場合には、どのような手続きでどのようなカリキュラムの授業展開を行ったのかという記録が残っていれば、優れた取り組みも広がっていく。さらに、その地域で生活する子どもたちが、その地域に伝わる伝統音楽に触れ、学びを深めていくきっかけも増えていくだろう。

もちろん、生活している地域に限らず、「越中五箇山筑子唄保存会」のように全国的に知名度のある伝統芸能を継承する団体との交流活動にも意味があることは本研究での実践例からもわかる。そのような団体との交流であっても、各教員の取り組みや学校の取り組みだけで閉じてしまわずに、多くの学校に機会が広がる可能性を見出せるのではないだろうか。

6. まとめと課題

本研究では、川崎市立金程小学校の音楽科における体験交流授業の実践をもとに、「地域に伝わる音楽」の単元における体験交流授業実施の方法と課題について考察を行ってきた。

実際に子どもたちが生活する地域に伝わる音楽を題材として取り上げることが難しい場合にも、他の地域の伝統音楽による体験交流授業を企画することにより、子どもたちはその伝統的な音楽に親しみを持ち、音楽の特徴に気付いたり、授業を通して本来の自分たちの生活する地域に伝わる文化に興味を持つことにつながったりすることがわかった。

一方で、文化庁の事業のように体験交流授業自体を斡旋する機関もあるが、自分たちの生活する地域にどのような音楽が受け継がれ、どのような活動を行っているかということにアクセスする難しさもあることがわかった。

各地域にある総合教育センターのような機関が、地域の小学校でどのような実践が行われているのかをアーカイブするような機能を持つことで、よりよい授業実践が広がったり、教員の負担が減ったりすることにつながる可能性が示唆された。

本研究では、音楽科における体験交流授業に視点を当て、その取り組みの目的や内容に関して考察を行ったが、そこに子どもたちがどのように取り組み、どのような学びを得たのかという点については言及していない。体験交流授業そのものが持つ子どもたちの学びへの効果については今後の研究の課題としたい。更に、本研究で取り上げた金程小学校の実践においては、丸山教諭の日本の伝統芸能や郷土の音楽を用いた授業に対する積極的な姿勢や、これらに子どもたちが関

心を持ちやすくなるような単元構成の工夫などがあつたとも考えられる。音楽科の教員自身が、日本の伝統芸能や郷土の音楽に興味をもち、積極的に授業の実践方法を開拓していく姿勢を持つことも重要な課題である。今後はカリキュラム構成の詳細な意図や工夫などについても、事例検討を重ねることで明らかにしていきたい。また、「社会に開かれたカリキュラム」が、音楽科に限らず、どの教科においても注目されている。他の分野においても、子どもたちの学習が教科書のみで行われるのではなく、直接的な体験を通じた学習として展開されるような、地域と連携した実践のあり方について今後も研究を重ねていきたい。

謝辞

本研究にあたり、貴重な授業計画等の資料の掲載及びその分析を承諾いただきました元川崎市立金程小学校音楽専科、丸山博子先生、並びに川崎市立金程小学校長、古賀千穂先生に心から感謝申し上げます。

【注】

- 1) 『広辞苑第7版』には「郷土」とは「生まれ育った土地」（768頁）とされている。
- 2) 小島（2018）は、音楽科学習指導要領における「郷土の音楽」は、平成10年の改訂以降、「日本の伝統文化」としての位置づけであり、「郷土の音楽」は身近な日本の伝統音楽として注目されたとしている（10頁）。また、教育における「郷土」は、「子どもの生活空間であることから、子どもが直接体験できる対象であり、空間的かつ時間的な広がりを持って拡大していく」（21頁）と述べている。
- 3) 多摩区民祭では、川崎市多摩区にある「日本民家園」に富山県南砺市五箇山から3棟の民家が移築されていることにちなみ、「越中五箇山筑子歌保存会」を招き「こきりこ」の公演を行っていた。（川崎市立日本民家園HP）
- 4) 丸山教諭へのインタビューより。
- 5) 小島（2018）は、「郷土の音楽」とは、その地域に暮らす人々の「生活経験の特質」を基盤とする「日本伝統音楽の特質」を持つ教材であるとし、この二つの特質が融合した性質を「郷土の音楽」の「郷土性」としている。

【参考文献】

- 伊野義博（2017）「第1章3 日本の伝統音楽の指導内容」『日本伝統音楽 カリキュラムと授業実践 生成の原理による音楽の授業』日本学校音楽教育実践学会編 音楽の友社 所収
- 小原光一ほか（2016）『小学生の音楽4』教育芸術社
- 小原光一ほか（2020）『小学生の音楽4』教育芸術社
- 小原光一ほか（2020）『小学生の音楽4 教師用指導書 研究編』教育芸術社
- 川崎市立日本民家園HP「イベント 2022年10月15日：世界遺産五箇山がやってくる！」（令和4年12月22日参照）

「地域に伝わる音楽」の授業における小学校と地域との連携についての考察（中野）

<https://www.nihonminkaen.jp/event/gokayama-minkaen>

川崎市麻生区HP「区のプロフィール」（令和4年10月1日参照）

<https://www.city.kawasaki.jp/asao/category/122-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市麻生区HP「伝統・民俗芸能 -麻生区-」（令和4年10月1日参照）

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000001487.html>

川崎市総合教育センターHP（令和4年10月1日参照）

<https://kawasaki-edu.jp/index.cfm/1、html>

川村清志（2011）「近代における民謡の成立 富山県五箇山地方「こきりこ」を中心に」国立歴史民族博物館研究報告 第165集

國學院大學人間開発学部教育実践総合センター（2023）『第13回夏季教育講座報告「國學院大學教育実践フォーラム」新しい教育課程の基準とこれからの教育・保育～社会に開かれた教育課程』（印刷中）第3分科会「郷土と子どもを結ぶ音楽的活動」発表記録より

小島律子編（2018）『生活と文化をつなぐ「郷土の音楽」の教材開発と実践』黎明書房

新実徳英ほか（2019）『音楽の贈り物5』教育出版株式会社

新村出編（2018）『広辞苑 第七版』岩波書店

文化芸術による子供育成推進事業HP（令和4年10月1日参照）

<https://www.kodomogeijutsu.go.jp/index.html>

文化庁HP「文化芸術による子供育成推進事業」（令和4年10月1日参照）

https://www.kodomogeijutsu.go.jp/taiken/index_r3.html

文部科学省（2017）『小学校学習指導要領解説 音楽編』

文部科学省（2017）『小学校学習指導要領解説 社会編』

（なかのけいすけ 國學院大學人間開発学部子ども支援学科助教）